

富士市結婚新生活支援補助金

※本補助金では、「富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」又は「静岡県パートナーシップ宣誓制度」により宣誓したパートナーを、以下補助対象要件における「夫婦等」に含み、以下要件を満たす場合は対象になります。

◆補助金額

夫婦等の年齢が
ともに39歳以下の世帯で
市内に在住していた世帯
上限**35万円**
市外から転入した世帯
上限**50万円**

夫婦等の
年齢がともに
29歳以下の世帯
上限**60万円**

夫婦等の
いずれかの年齢が
39歳以下の世帯
上限**20万円**

◆対象経費 令和6年4月1日から申請日までに、結婚又はパートナーシップ宣誓を機に支払った次の費用

住宅取得費用

新たに住宅を取得する際に支払った費用

住宅改修費用

住宅の機能維持・向上を図るための修繕、増築、改築等の際に、工事業者に支払った費用（※外構工事除く）

住宅賃借費用

新たに住宅を賃借する際に支払った費用
（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ※駐車場代除く）

引越し費用

引越し業者または運送業者に支払った費用

◆対象世帯 令和6年1月1日以降に結婚又はパートナーシップ宣誓し、次の全てを満たす世帯

- ①婚姻日又はパートナーシップ宣誓日における、**夫婦等のいずれかの年齢が39歳以下**であること。
- ②夫婦等の**令和5年の所得合計額**（同年中に当該夫婦等に係る奨学金の返済額がある場合は、当該額を控除した額）が、**500万円未満**であること。
- ③申請時において夫婦等のいずれかの住民票に記録がされている住所が申請に係る住宅の住所であること。
- ④夫婦等がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること。
- ⑤申請時において夫婦等がいずれも市町村民税等を滞納していないこと。
- ⑥夫婦等がいずれも過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- ⑦夫婦等が他の同種の補助を受けていないこと。

◎その他必要書類等について、裏面をご確認ください。

◆申請から補助金交付までの流れ

① 必要書類を提出 ※申請多数の場合、申請期限前に事業が終了する場合があります。

申請期間 **令和6年7月1日** から **原則、令和7年2月28日** まで

- ・令和7年3月に結婚又はパートナーシップ宣誓し、補助金申請を希望する方は、3月末までに下記へご相談ください
- ・令和6年度申請後、交付額が補助上限に達しなかった場合に、翌年度に限りその差額を上限に申請できる場合があります

次の必要書類（○は必須）を、**福祉総務課（富士市役所4階 北側）**へ提出してください。

No.	取得	改修	賃借	引越	必要書類
1	○	○	○	○	「申請書」（福祉総務課で配布・市ウェブサイトでダウンロード可）
2	○	○	○	○	「婚姻届受理証明書」若しくは「婚姻後の戸籍謄本」又は「パートナーシップ宣誓書受領証の写し」若しくは「パートナーシップ宣誓書受領カードの写し」
3	○	○	○	○	夫婦等の双方の、所得に係る「令和6年度（令和5年分を証明）所得課税証明書」
4	○	○	○	○	夫婦等の双方の、市町村民税等の「完納証明書（直近のもの）」
5	○				【住宅を取得した場合】 「住宅の売買契約書の写し」又は「工事請負契約書の写し」及び「領収書の写し」
6		○			【住宅を改修した場合】※夫婦等のいずれかの住民票の住所となっている市内の住宅に限る 「工事契約書・請書の写し」、「見積書の写し」及び「領収書の写し」
7			○		【住宅を賃借した場合】 「住宅の賃貸借契約書の写し」及び「賃料等の支払額が確認できる書類の写し」
8			○		【住宅を賃借した場合】 夫婦等の双方の、「住宅手当支給証明書（第2号様式）（※給与所得者に限る）」
9				○	【引越しをするために要した費用の場合】 引越し業者又は運送業者に支払った「引越しに係る領収書の写し」
10	△	△	△	△	奨学金を返済している場合は、「令和5年中の返済額が確認できる書類」
11	○	○	○	○	「振込先口座（申請者名義）の通帳等の写し」
12					その他、市長が必要と認める書類

② 審査、補助金の交付決定

審査結果を市から申請者に郵送します。

申請書、Q&Aのダウンロードはこちら



<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0306/rn2ola000002jx1u.html>

③ 補助金の振り込み（申請から2か月程度）

補助金は申請者の口座へ振り込みます。



お問い合わせ 富士市福祉部福祉総務課 社会福祉担当（富士市役所4階 北側）

電話 0545-55-2757 mail fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

※申請書の提出やご相談に際し、個室対応が可能です。ご希望される場合は事前にご連絡ください。